青森県のうち 青森市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十九キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 弘前市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十四・五キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 弘前市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が九・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が六キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 五所川原市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十八キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 五所川原市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上

に、を、に、を、

		四　灯油のタンクの容量が二十八キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 西津軽郡のうち深浦町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量九・八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が九・八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九・六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・八キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 西津軽郡のうち深浦町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が九・八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九・六キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・八キロリットル以上 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 上北郡のうち東北町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五・七六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三・四四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九・二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
青森県のうち 上北郡のうち東北町	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五・七六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十二キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、に、を、に、